

業務提携委託契約書

本契約は、EV ネットワーク株式会社（以下「甲」という）と、設置工事およびメンテナンス業務等を行う会社（以下「乙」という）との間で、EV 充電器等の販売および設置工事、並びにそれに付随するメンテナンス業務に関する業務提携を目的として締結される。

第 1 条（目的）

本契約は、EV 充電器等の提供、設置、保守、およびそれに付随する一切の業務に関し、甲乙の業務提携および委託に関する条件を定めることを目的とする。

第 2 条（業務範囲）

本契約における業務の範囲は、以下のとおりとする。

- EV 充電器等の機器及び運用に必要なシステムの提供。
- 販売先に関する情報の提供および設置工事、メンテナンスの実施。
- 販売先および EV 充電器利用者(以下、EV ユーザー)に対するアフターサポートおよびクレーム対応。

第 3 条（役割分担）

- 甲（EV ネットワーク株式会社）は、EV 充電器等およびその運用システムを有限会社ファーマイを通じて、乙に提供する。
- 乙は、甲から提供された EV 充電器等について、設置工事、メンテナンス、アフターサポート業務を担い、EV 充電器を使用可能な状態にし、継続的にその状態を維持する責任を負う。

第 4 条（費用負担）

- 甲は、使用可能な状態の EV 充電器等を、乙の指定する場所に甲の費用負担で提供する。
- 乙は、提供された機器の設置工事および使用可能な状態の維持に必要な費用を自らの責任と負担で行うものとする。
- 乙は、販売活動に係る費用について、甲に請求することはできない。

第 5 条（保証）

- EV 充電器等の保証期間は、原則として各メーカーの規定に従い、販売から概ね 2 年間とする。
- 保証期間内の故障は、メーカー判断に基づき無償修理または交換対応とする。
- 充電コネクタおよびコネクタケーブルについては、初期不良（概ね 3 ヶ月以内）を除き保証対象外とし、以後は実費による修理対応とする。
- 保証期間中であっても、送料・運賃等の費用は乙の負担とする。

第 6 条（契約期間）

本契約は、甲が乙の申込みを受領し、本契約が成立した日から、乙が提供した EV 充電器等の使用終了日まで有効とする。

第 7 条（契約解除）

- 使用開始から 60 ヶ月経過後に EV 充電器等の使用を停止した場合、本契約は解除されたものとみなす。
- 60 ヶ月未満で使用停止の場合は、未経過分の金額を乙が支払い、支払い完了時点で契約解除とする。

3. 乙が第三者に販売した EV 充電器等についても、前各項と同様の条件により契約解除が適用されるものとする。

第 8 条（転売・譲渡）

1. サンプル機器の転売・譲渡は禁止とする。ただし移設は可能とする。
2. サンプル機以外の 2 台目以降の機器については転売・譲渡を認めるが、60 ヶ月未満の機器については第 7 条と同様の条件を適用する。
3. 設置者や設置場所の変更には手数料が発生する。

第 9 条（守秘義務）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た秘密情報を、相手方の書面による承諾なく第三者に漏洩してはならない。本条の義務は契約終了後も 5 年間継続する。

ただし、EV ネットワーク等のホームページにおいて、業務委託先一覧の形式で、住所、氏名、連絡先等を掲載する必要があることを、あらかじめ了承するものとする。

第 10 条（知的財産権の帰属）

本契約に基づき開発または使用されるソフトウェア、ノウハウ、仕様書等の知的財産権は、それぞれ当該開発・保有当事者に帰属する。

第 11 条（知的財産権及び第三者の権利侵害への対応）

1. 甲および乙は、それぞれ提供する物件・サービスが第三者の知的財産権等を侵害しないことを保証する。
2. 第三者より侵害の申立てがあった場合、当該提供者は自らの責任と費用にて対応し、相手方に損害が及ばないようにする。

第 12 条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方に損害を与えた場合、通常かつ直接に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。
2. 損害賠償の具体例として、以下の事項が含まれるがこれに限られない。
 - (1) 納期遅延による損害（例：サービス開始遅延に伴う利益減少等）
 - (2) 設置工事やメンテナンスの不履行による機器の故障・損害
 - (3) 守秘義務違反による営業秘密の漏洩に伴う損害
 - (4) 知的財産権侵害に関する対応遅延や不備による損害
3. 前項にかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益については、いずれの当事者も賠償責任を負わないものとする。

第 13 条（再委託）

乙は、甲の書面による事前承諾なく、本契約に基づく業務を第三者に再委託してはならない。

第 14 条（契約上の地位・権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の同意なく、本契約に基づく地位または権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他処分してはならない。

第 15 条（不可抗力）

天災地変、戦争、テロ、法令の制定改廃、その他不可抗力により契約履行が不能または著しく困難となった場合、当該当事者はその責を負わない。

第 16 条（通知義務）

甲および乙は、連絡先等に変更があった場合、速やかに相手方に書面で通知するものとする。

第 17 条（解約および解除）

1. 相手方が本契約に違反し、催告後も是正しない場合、当該当事者は契約を解除することができる。
2. 破産、民事再生、支払停止等が生じた場合も、直ちに契約を解除できる。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、反社会的勢力に該当しないこと、並びに将来にわたって関与しないことを表明し保証する。
2. 相手方が本条に違反した場合、催告なくして本契約を解除でき、これにより損害が生じても一切責任を負わない。

第 19 条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、解釈されるものとする。

第 20 条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書に記名押印のうえ PDF 化し、各自保存するものとする。

令和 年 月 日

（甲）EV ネットワーク株式会社

所在地： 〒274-0813 千葉県船橋市南三咲 2-25-15

代表者名：村上義弘

印

（乙）

所在地：

代表者名：

印